

施工プロセス検査等に係る運用ガイドライン

国土交通省 港湾局 技術企画課

平成27年8月

目 次

はじめに

第1編 総 則 1- 1

第2編 施工プロセス検査 2- 1

第3編 出来高部分払方式 3- 1

第4編 三者連絡会 4- 1

第5編 設計変更協議会 5- 1

はじめに

本運用ガイドラインは価格と品質の総合性に優れたサービスの調達を図るための新たなシステムの構築に向けた港湾局の取り組みのうち、施工プロセスを通じた検査方式、出来高部分払方式等を解説したものです。

○本運用ガイドラインの構成

本運用ガイドラインは、施工プロセス検査等における各通達・事務連絡の実施要領を各編毎に分けて以下のとおり解説するものです。

第1編 総 則

- 「施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払等の試行について」
(平成21年3月31日付国港総第960-2号、国港技第99号)
最終改正 (平成24年2月15日付国港総第624号、国港技第126号)

第2編 施工プロセス検査

- 「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領の制定について」
(平成21年3月31日付国港総第960-4号、国港技第160-2号)
最終改正 (平成26年3月31日付国港総第603号、国港技第124号)

第3編 出来高部分払方式

- 「出来高部分払方式試行実施要領の制定について」
(平成21年3月31日付国港総第960-5号、国港技第160-3号)
最終改正 (平成26年3月31日付国港総第604号、国港技第125号)

第4編 三者連絡会

第5編 設計変更協議会

第1編 総則

1. 目的

施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払については、発注者と受注者間の双務性の向上、検査体制の充実による発注者の品質確保の取り組み強化、円滑かつ迅速な工事代金の流通等を目指すものである。

[解説]

○背景

近年の公共工事は、公共投資が減少している中で、建設業界の過当競争や、一般競争入札制度の拡大などにより極端な低価格による入札と受注が増加してきている。極端な低価格工事の場合では、工事の品質確保に影響を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの悪影響が懸念される。(図1-1参照)

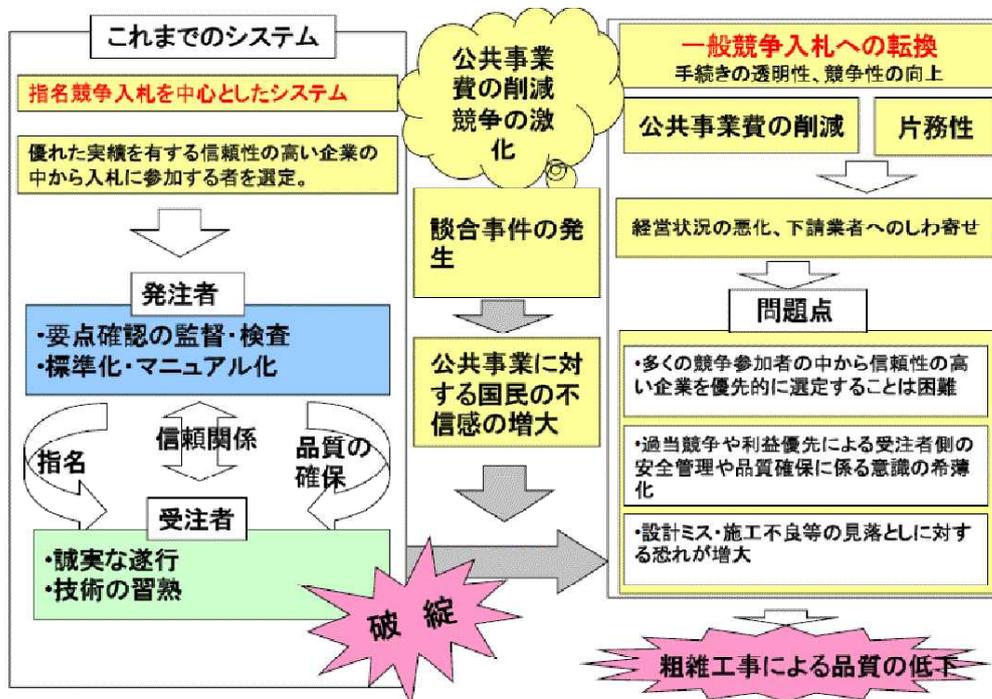


図1-1

このような状況の中で以下のとおり、法律、閣議決定がされ工事の一層の品質確保が求められることとなった。(図1-2参照)

○平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行

○平成17年8月26日 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が閣議決定

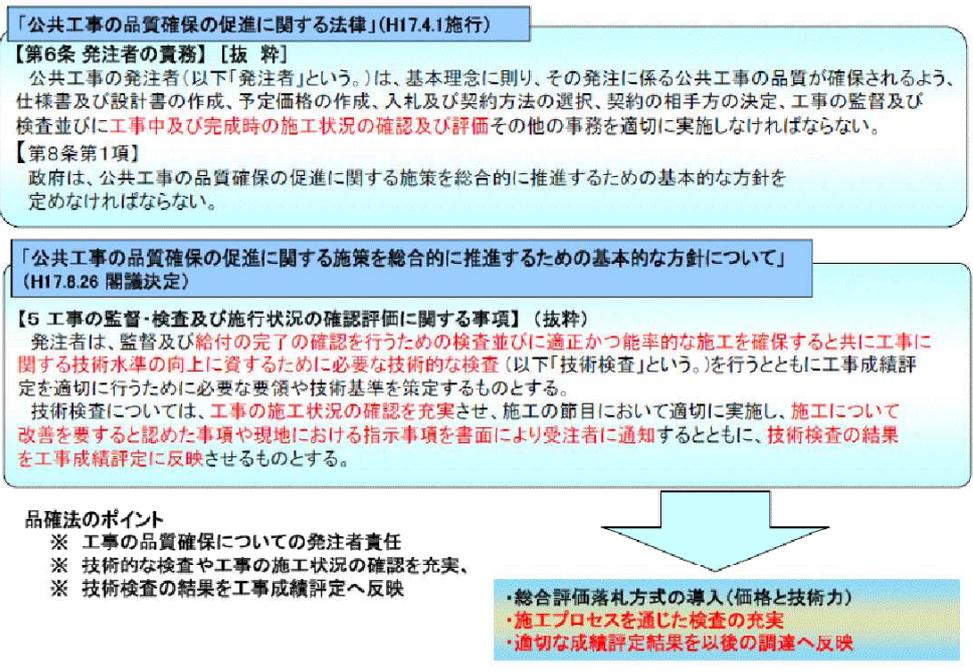


図 1 - 2

国土交通省港湾局では、価格と品質の総合性に優れたサービスの調達を図るための新たなシステム構築に向けた取り組みの一環として、平成19年度より「施工プロセスを通じた検査方式」や「出来高部分払方式」などの導入に向け、試行を始めた。

本方式により、施工プロセスごとのチェックや段階検査を行うことによる「品質確保」、出来高に応じて支払いを行うことによる受注者の「キャッシュフローの改善」、発注者、受注者間(元請、下請間)における「双務性の向上」が期待される。

本通達(施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払等の試行について(一部改正))は、施工プロセスを通じた試行工事の対象工事の条件、試行方法はどの通達に記載されているか等を示す。

2. 試行対象工事
- 「契約業者取扱要領」(昭和55年12月1日港管第3722号、最終改正 平成19年2月13日国港管第731号)第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事のうち、以下に定める基準に基づき当該工事を所掌する副局長又は次長若しくは事務所長(以下「副局長等」という。)が本方式の実施について必要と認める工事とする。
- (1) 工事期間が180日以上(港湾5工種のみ)のうち
 - ・ 予定価格が2億5千万円以上の工事
 - ・ 予定価格が9,000万円以上2億5千万円未満、かつ、工事難易度がⅢ以上の工事
 - (2) 不可視部分の施工状況(出来形、品質等)が工事の品質確保のため重要と思われる工事

[解説]

○契約業者取扱要領

「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日港管第3722号、最終改正 平成21年3月31日国港総第980号）の抜粋したものは以下のとおり

第7条 工事に係る契約業者の等級の格付けは次の各号に掲げる工事区分ごとにするものとする。

- (1) 空港等土木工事
- (2) 港湾土木工事
- (3) 港湾等しゅんせつ工事
- (4) 空港等舗装工事
- (5) 港湾等鋼構造物工事

○試行対象工事の軌跡

1) 平成19年度より開始

試行対象条件は以下のとおり

- ・長期期間の工事（180日以上）
- ・期間が短くても不可視部分の確認が重要な工事
- ・副局長等が必要と認める工事

2) 平成19年度は10件を試行（各局1件程度）。

3) 平成20年度は53件を試行（各事務所1件程度）。

4) 平成21年度は90件を試行（各事務所複数件）。

5) 平成22年度は固定式^{※1} 96件、選択式^{※2} 37件で133件を試行。（各事務所複数件）

※1 固定式とは、施工プロセスチェックと段階検査＋出来高部分払を実施する方式。

※2 選択式とは、施工プロセスチェックと段階検査＋出来高部分払を実施するか、それとも従前通りの完成検査（指定部分検査含む）＋中間前金払及び出来形部分払とするかを契約後に受注者が選択する方式。

6) 平成23年度は固定式98件、選択式32件 計130件を試行。

選択式については、平成22年度と違い支払い方法（出来高部分払それとも中間前金払）のみを選択、選択しない場合は、施工プロセスチェック、三者連絡会を実施する。

7) 平成24年度は91件を試行。

試行対象条件は本文のとおりとし、選択式は実施しない。

なお、平成24年度より試行対象条件の「副局長等が必要と認める工事」は外した。

8) 平成25年度は98件を試行。試行対象条件は平成24年度の条件と同様の条件で試行した。

9) 平成26年度は支払い方式に選択式を導入した。

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	
取り組み項目	施工プロセスチェックと段階検査	→								
	出来高部分払い	→								
	三者連絡会	→								
	総価契約単価合意方式	→								
	書類削減			→	→	→				
	クイックレスポンス			→	→	→				
	入札工事説明会			→	→	→				
	見積参考資料の入札前開示			→	→	→				
	設計変更協議会			→	→	→				

図 1 - 3

3. 試行方法

施工プロセスを通じた検査の実施については、「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領の制定について」（平成21年3月31日付国港総第960-4号、国港技第160-2号）、「出来高部分払方式試行実施要領の制定について」（平成21年3月31日付国港総第960-5号、国港技第160-3号）、「総価契約単価合意方式試行実施要領の制定について」（平成21年3月31日付国港総第960-6号、国港技第160-4号）に従い実施するものとする。

[解説]

○手続きの流れ

施工プロセスを通じた検査の実施内容及び手続きに関する流れ（図 1 - 4）は以下のとおり。

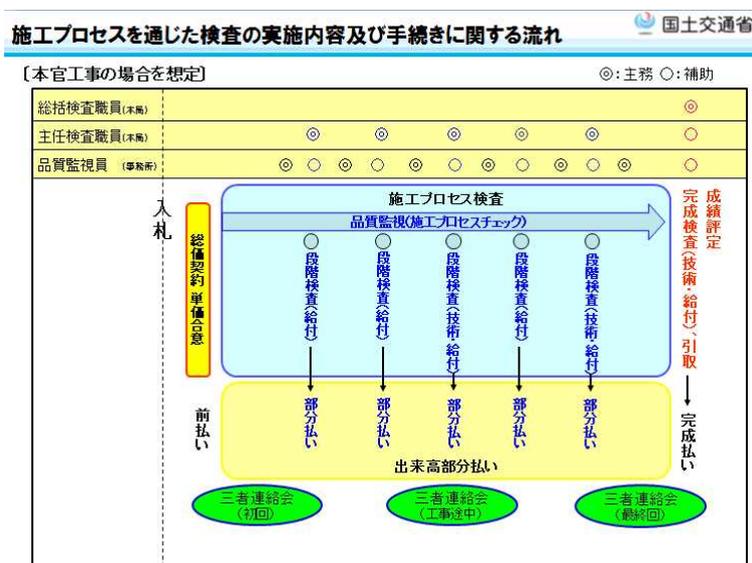


図 1 - 4

上記図 1 - 4 に記載されている名称の意味は以下のとおり。

- ①総価契約単価合意：双務性の向上、出来高部分払い、契約変更の円滑な事業実施を目的に、入札後に総価契約単価を受注者と協議し「単価及び出来高

確認方法合意書」にて双方が合意する。

○関連通達

- ・「総価契約単価合意方式試行実施要領の制定について」

(平成21年3月31日付国港総第960-6号、国港技第160-4号)

最終改正 (平成26年3月31日付国港総第605号、国港技第126号)

※上記通達は、施工プロセス検査の試行対象工事のほか、それ以外の工事においても実施できるよう見直ししたことにより廃止したため、以下の通達によるものとする。

- ・「総価契約単価合意方式の実施について」

(平成27年3月24日付国港総第501号、国港技第121号)

②施工プロセス検査：工事の品質確保への体制強化を図るため、施工プロセスチェックと段階検査（技術・給付）を実施。

○関連通達

- ・「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領の制定について」

(平成21年3月31日付国港総第960-4号、国港技第160-2号)

最終改正 (平成26年3月31日付国港総第603号、国港技第124号)

- ・「施工プロセスチェックリスト（案）送付について」(平成23年6月30日付事務連絡)

③出来高部分払：出来高に応じた部分払の円滑な実施。

給付時期は三者連絡会にて段階検査（給付）時期を調整。

出来高部分払の確認方法は「単価及び出来高確認方法合意書」に基づき出来高に応じて支払う。

○関連通達

- ・「出来高部分払方式試行実施要領の制定について」

(平成21年3月31日付国港総第960-5号、国港技第160-3号)

最終改正 (平成26年3月31日付国港総第604号、国港技第125号)

④三者連絡会：発注者・受注者及び元請・下請の双務性の向上、試行の趣旨・目的の理解・共有を図ることを目的とし、発注者、受注者（元請）、下請の3者が会議を着工時、施工途中、完成時に実施する。

○関連通達

- ・「三者連絡会実施要領について」(平成27年3月24日付事務連絡)

4. その他

(1) 本試行の円滑な実施

発注者は、本試行の趣旨を十分に理解しつつ、試行要領に定めるほか、必要に応じて各発注者において運用を定める等、施工プロセスを通じた検査の円滑な実施に努めるものとする。

(2) 効果等の把握

発注者は、本試行を通じて、施工プロセスを通じた検査の円滑な実施体制の構築と本検査方式の効果的な導入に資するよう、本検査方式の効果及び課題について把握及び検討を行うものとする。

(3) 本通達の施行期日等

本通達は平成24年2月15日以降に入札公告を行う工事から適用する。

第2編 施工プロセス検査

施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領

第1条 目的

1. 施工プロセスを通じた検査は、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認を行い、その結果を契約の相手方（以下「受注者」という。）の給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「給付の検査」という。）並びに「請負工事技術検査要領の制定について」（平成21年3月31日付国港技第101号、最終改正：平成26年3月28日付国港技第120号）（以下「技術検査要領」という。）に基づく工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）に反映させることによって、給付の検査及び技術検査（以下「検査」という。）の充実を図り、地方整備局が発注する工事における品質確保体制を強化することを目的とする。
2. この実施要領は、上記の目的を達成するために必要な事項を定めることにより、施工プロセスを通じた検査方式の円滑な実施を図ることを目的とする。

〔解説〕

施工プロセスを通じた検査における「検査」は、「給付の検査及び技術検査」と定義していることから、施工プロセスを通じた検査は、会計法による給付の確認としての検査及び品確法による技術検査である。

第2条 試行対象工事

1. 試行対象工事は、「施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払等の試行について」（平成21年3月31日 国港総第960-2号、国港技第99号）の定めによるものとする。

〔解説〕

「施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払等の試行について」（平成21年3月31日 国港総第960-2号、国港技第99号）は、第1編を参照。

第3条 定義

（施工プロセスを通じた検査）

1. 施工プロセスを通じた検査とは、施工プロセス全体を通じて施工プロセス検査業務を実施し、これを検査に反映することをいう。

（施工プロセス検査業務）

2. 施工プロセス検査業務とは、品質監視員が工事実施状況、出来形及び品質について臨場により適切に確認し、検査職員を補助する業務をいう。

(品質監視員)

3. 品質監視員とは、施工プロセス検査業務を実施するために、工事実施状況、出来形及び品質について臨場により適切に確認し、検査職員を補助する業務を行う国の職員をいう。

(段階検査)

4. 段階検査とは、施工プロセスを通じた検査において、工事途中の節目等に施工プロセス検査業務の結果を踏まえて行う検査をいう。

(段階検査(給付))

5. 段階検査(給付)とは、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において、給付の検査として行う段階検査をいう。

(段階検査(技術))

6. 段階検査(技術)とは、技術検査として行う段階検査をいう。

(検査職員)

7. 検査職員とは総括検査職員、総括技術検査職員、主任検査職員、主任技術検査職員を総じて検査を行う者をいう。

(総括検査職員)

8. 総括検査職員とは、段階検査(給付)の結果を総括し、給付の検査を行う検査職員をいう。

(総括技術検査職員)

9. 総括技術検査職員とは、段階検査(技術)の結果を総括し、技術検査を行う検査職員をいう。

(主任検査職員)

10. 主任検査職員とは、段階検査(給付)を行う検査職員をいう。

(主任技術検査職員)

11. 主任技術検査職員とは、段階検査(技術)を行う検査職員をいう。

(本官と分任官)

12. この実施要領において、支出負担行為担当官(代理を含む。以下「本官」という。)が締結した工事の請負契約を「本官契約」といい、分任支出負担行為担当官(代理含む。以下「分任官」という。)が締結した工事の請負契約を「分任官契約」という。

第4条 検査体制の構築と事務処理

(検査体制の構築)

1. 施工プロセスを通じた検査は、施工プロセス全体を通じて品質監視員が施工プロセス検査業務を実施し、これを検査職員が行う検査に反映することから、当該工事の契約直後に検査職員及び品質監視員の任命を行い、検査職員及び品質監視員は工事完了まで継続して必要な業務を行う。

(検査職員の任命者)

2. 給付の検査を行う検査職員については、本官又は分任官が任命するものとする。
また、技術検査を行う検査職員については、当該工事を所掌する副局長又は次長若しくは事務所長（以下「副局長等」という）が任命するものとする。

(品質監視員の任命者)

3. 品質監視員については、当該工事を所掌する事務所長が任命するものとする。
なお、品質監視員は、監督職員以外の者から任命するものとする。

(品質監視員の受注者への通知)

4. 任命された品質監視員については、当該工事を所掌する事務所長名にてその氏名を受注者へ通知するものとする。

(検査職員及び品質監視員の任命・通知に関する事務手続き)

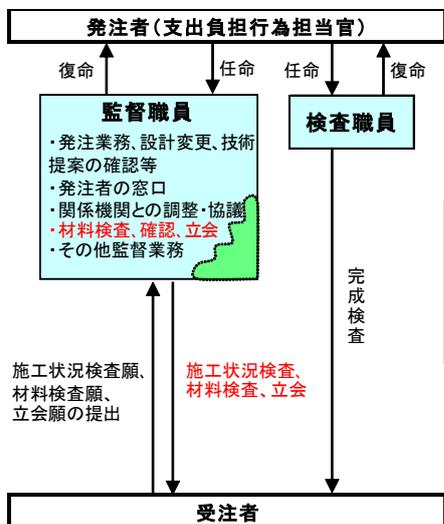
5. 検査職員及び品質監視員の任命及び受注者への通知に関する事務手続き及び必要な様式については、各局の運用により定めるものとする。

[解説]

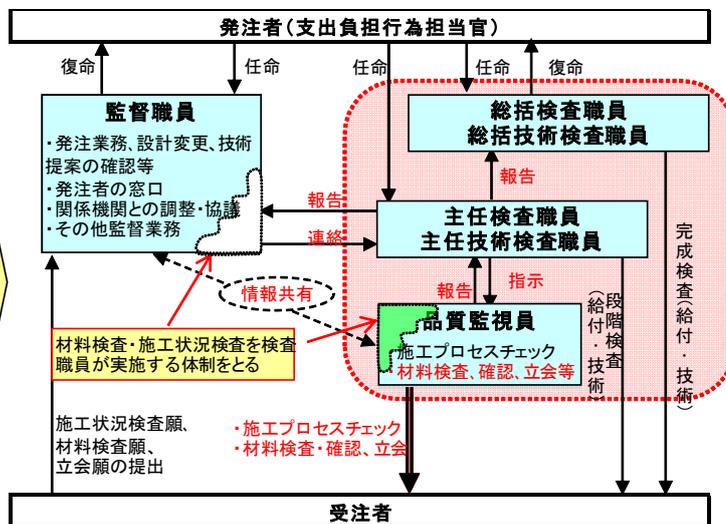
監督職員の任命と同様に、検査職員及び品質監視員は、契約当初から検査体制を確立する必要があるため、契約直後に任命するものとする。

試行工事における監督及び検査の業務体制は、以下のとおり。

【通常の工事】



【試行対象工事】



第5条 施工プロセス検査業務

(業務内容)

1. 品質監視員は、施工プロセス検査業務として工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認するものとする。
2. 品質監視員は当該工事の契約図書への適合状況、並びに施工計画書の内容が適切に実施されていることを確認するためのチェックリストを作成し、このチェックリストにより施工状況、出来形及び品質についてとりまとめるものとする。
3. 確認の頻度は、工事の実施状況、出来形、品質について適切に確認するために必要な回数を主任検査職員及び主任技術検査職員（以下「主任検査職員等」という。）品質監視員が協議し、工事の進捗状況に応じて適切に設定するものとする。

(確認結果の報告)

4. 品質監視員は上記第2項の確認結果について、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、当該工事の主任検査職員等に報告するものとする。
5. 主任検査職員等は、品質監視員より前項の報告を受けた時は、総括検査職員及び総括技術検査職員（以下「総括検査職員等」という。）、監督職員に対し適時適切に報告するものとする。
6. 当該工事の契約図書の条件変更に関する確認については、監督職員が実施するものとする。

(契約図書との不適合に関する報告)

7. 品質監視員は、当該工事の契約図書と相違する施工状況等を発見した時は、第4項の規定にかかわらず、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、速やかに、当該工事の主任検査職員等にその旨を報告するものとする。
8. 主任検査職員等は、前項の報告を受けた場合、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、品質監視員が行う工事実施状況、出来形及び品質の確認について必要な指示を行うものとし、監督職員、総括検査職員等に報告するものとする。
9. 監督職員は、前項の報告結果を確認し、当該工事の受注者に必要な指示を行うものとする。

(契約図書の変更に関する報告)

10. 監督職員は、当該工事の契約図書に変更があった場合、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、速やかにその内容を主任検査職員等へ報告し、主任検査職員等は、総括検査職員等及び品質監視員へ報告するものとする。
11. 品質監視員は、前項の報告結果に基づき、工事実施状況、出来形及び品質の確認を行うものとする。

〔解説〕

1. 監督職員と品質監視員との業務分担

施工プロセス試行対象工事における監督職員と品質監視員が行う業務は、次のとおり。

区分	監督職員	品質監視員
業務	<ul style="list-style-type: none">・ 契約履行の確保に関わる受注者に対する指示・承諾・協議・ 工事の施工状況の確認（技術提案、施工体制に係る確認のみ）・ 円滑な施工の確保に関する関係機関との協議・調整・ 工事の安全確保の確認	<ul style="list-style-type: none">・ 工事の施工状況の確認（技術提案、施工体制、安全確保に係る確認を除く）・ 工事施工の立会（立会の上施工すべきと指定された工事や材料調合の確認）・ 工事材料の確認（工事材料の調合を含む）・ 施工状況検査を受けることが指定された品質、出来形、数量の確認

2. 品質監視員が実施する確認の頻度及び密度

施工プロセスを通じた検査は施工プロセス全体を通じて工事実施状況等を確認し、その結果を検査に反映させることによって工事の品質確保体制を強化し、既済部分検査や完成検査の効率化を図ることを目的としている。このため、試行工事において品質監視員は通常工事より高い頻度で確認を行い、工事目的物の品質確保を図っている。

その頻度は、工事の重要度や進捗状況により変わると考えられ、具体的な頻度や密度は、確認の時期（該当工種の施工前、施工中、検査時、等）を踏まえ、以下を参考に設定する。

○品質及び出来形の確認（材料検査及び施工状況検査）

受注者が臨場する材料検査（確認）及び施工状況検査（出来形）の頻度（密度）は、試行工事として増加する必要はなく通常の工事と同じ頻度（密度）でよい。

○施工状況の確認（目視確認）

受注者が臨場する必要のない施工状況確認（目視確認）の頻度（密度）は、目的から高い密度で確認することが望ましい。工事の重要度、進捗状況及び品質監視員の業務量を考慮して、適切に設定する。

また、施工状況の確認（目視確認）に際し、以下の点に配慮して実施する。

- ①施工状況の確認は、現場の施工を中止することなく実施する。
- ②原則として受注者と事前に日程調整することなく現場の確認を行う。

3. 施工プロセスチェックリスト

通常の工事では監督職員が臨場し、共通仕様書、特記仕様書及び施工計画書に記載している施工方法・材料・出来高等を確認していたが、試行工事では品質監視員が臨場して確認する。確認結果を主任検査職員等へ報告するため、品質監視員がチェックリストを作成する。作成するチェックリストは、従来から監督職員が実施していた施工プロセスチェック、対象工事特有の留意点を盛り込んだもので、確認項目は次のとおりである。

①工事の施工状況の確認

設計図書に明示された施工方法及び施工計画書の記載した施工方法と、現場での施工方法とが一致しているかを確認。ただし、技術提案、施工体制、安全対策に係る確認を除く。

②工事材料の確認

設計図書で調合について検査見本を受けると指定した工事材料や立会の上調合すべきと指定された工事材料の調合、及び検査を受けて施工すべきと指定されて工事材料の確認。

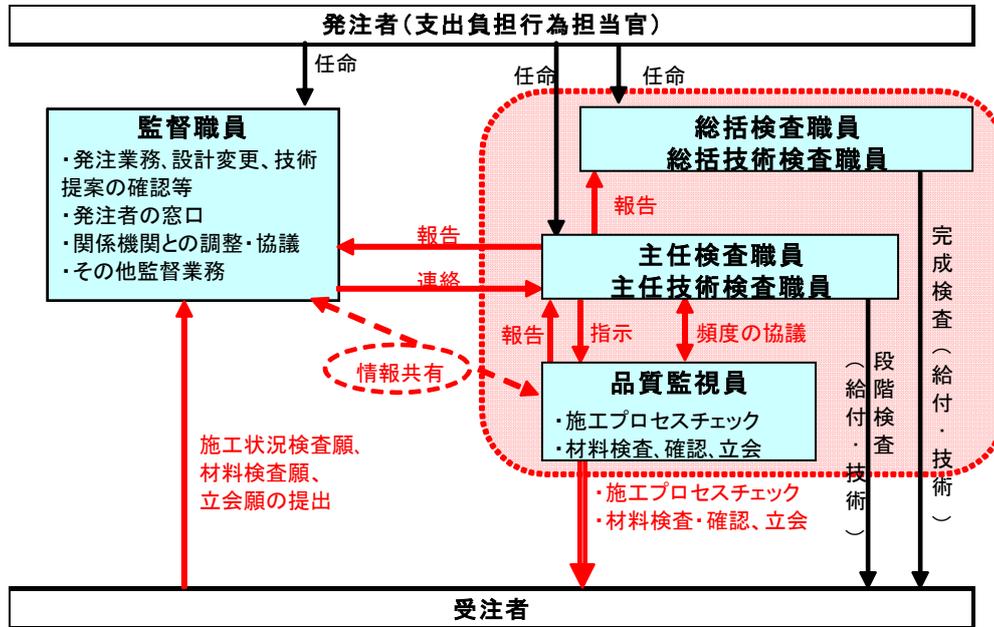
③品質、出来形、工事材料の確認

なお、施工プロセスチェックリストについては三者連絡会において説明する。

4. 業務フロー

(1) 確認結果の報告に関する業務フロー

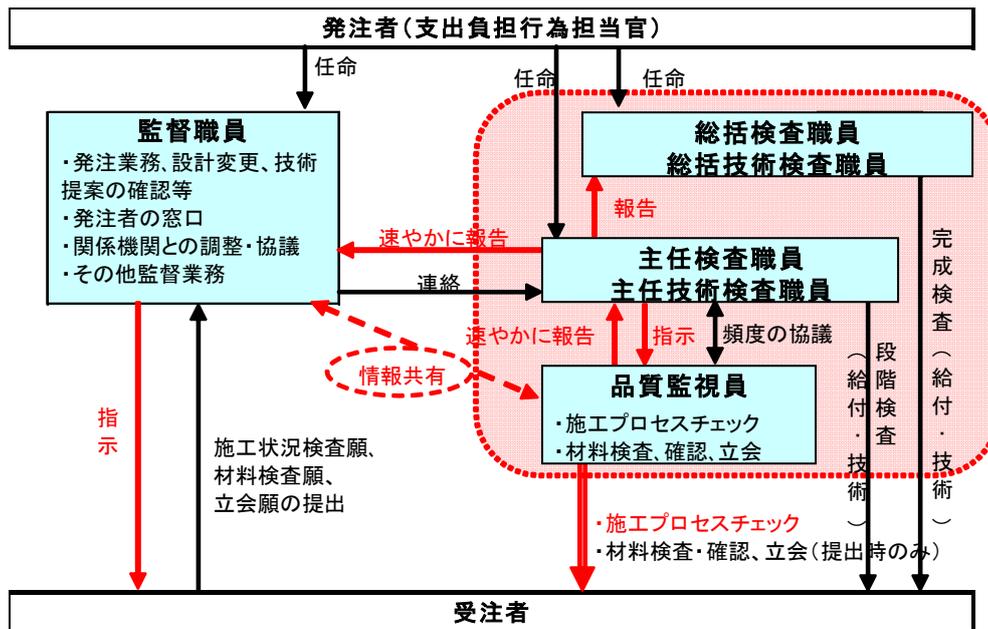
品質監視員が実施した確認結果の報告に関する業務フローは、次のとおり。



- ①施工開始前に、主任検査職員等・品質監視員が協議し、施工状況確認の頻度（密度）を設定する。
- ②品質監視員は、①の頻度で施工状況の確認（施工プロセスチェック）し、遅滞なく（一定期間毎に）主任検査職員等へ報告する。
- ③主任検査職員等は、②の報告を受けた時は、必要に応じて監督職員及び総括検査職員等へ報告する。
- ④監督職員は、受注者から施工状況検査・材料検査願・立会願の提出があった時は、主任検査職員等へ連絡する。
- ⑤主任検査職員等は、品質監視員へ指示し、品質監視員は指示に従い、施工状況検査（又は立会）する。

(2) 契約図書との不適合を発見した時の業務フロー

品質監視員が契約図書との不適合を発見した時の業務フローは、次のとおり。

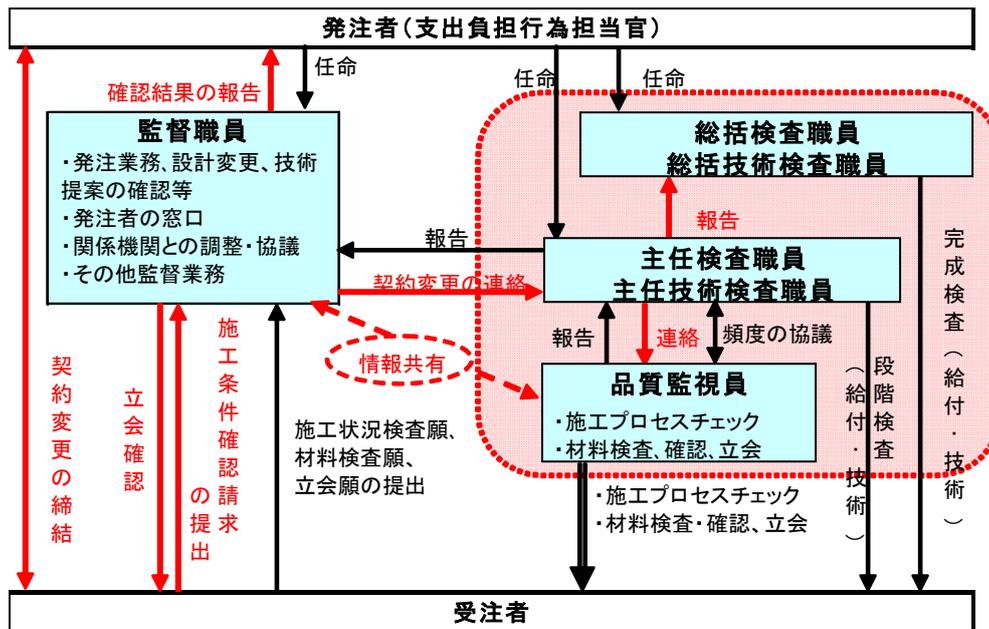


- ①品質監視員は、契約図書との不適合を発見した場合は、速やかに主任検査職員等へ報告する。
- ②主任検査職員等は、①の報告を受けた時は監督職員へ速やかに報告すると共に、総括検査職員等へ報告する。
- ③監督職員は、②の報告を受けた時は事務所の対応方針を確認し、受注者へ施工方法の改善などの必要な指示を行う。
- ④主任検査職員等は、事務所の対応方針を踏まえ品質監視員へ確認頻度の変更や重点的に確認する箇所等について指示を行う。

品質監視員は受注者に対して指示、承諾、協議を行う権限がないため、品質監視員は契約図書と相違する工事の実施状況を発見した時は、情報を共有するため速やかに報告するものとした。

(3) 契約図書の変更に関する確認行為の業務フロー

契約図書の変更に関する確認行為の業務フローは、次のとおり。



- ①監督職員は、受注者から施工条件確認請求の提出があった時は、施工条件の立会確認を行い、確認結果を発注者（支出負担行為担当官）へ報告する。
- ②発注者は、①の報告を受けて、必要に応じて、受注者と契約変更の締結を行う。
- ③監督職員は、②の契約後、主任検査職員等へ契約変更を連絡し、主任検査職員等は総括検査職員等及び品質監視員へ契約変更の報告（連絡）をする。

第6条 検査の実施又は検査を補助する者

（検査を行う者）

1. 総括検査職員は、「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について（平成8年4月1日港管第872号、最終改正 平成26年3月28日国港総第583号）」（以下「事務処理要領」という。）第11条に基づき本官又は分任官が任命するものとする。
 なお、総括検査職員は総括技術検査職員を兼ねることができる。
2. 総括技術検査職員は、技術検査要領第3条に基づき、本官契約の工事にあつては、技術審査官、品質検査官、港湾（空港）整備・補償課長その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことが認められる者（以下「技術検査適任者」という。）のうちから、分任官契約の工事にあつては、当該工事を所掌する事務所長又はその他技術検査適格者のうち、副局長等が任命するものとする。
3. 主任検査職員は、本官契約の工事にあつては、港湾（空港）整備・補償課の課長補佐相当職、その他当該段階検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「段階検査適任者」という。）のうちから、分任官契約の工事にあつては、当該工事を所掌する事務所の副所長又は事務所の課長相当職員、その他段階検査適任者のうちから本官又は分任官が任命するものとする。
 なお、主任検査職員は主任技術検査職員を兼ねることができる。

4. 主任技術検査職員は、技術検査要領第3条に基づき、本官契約の工事にあつては、品質検査官、港湾（空港）整備・補償課課長補佐、その他段階検査適任者のうちから、分任官契約の工事にあつては、当該工事を所掌する事務所の副所長又は課長相当職員、その他段階検査適任者のうちから、副局長等が任命するものとする。

5. 給付の検査と併せて行う技術検査については総括検査職員等又は主任検査職員等が、給付の検査と併せて行わない技術検査については、総括技術検査職員又は主任技術検査職員が行うものとする。

（検査を補助する者）

6. 第5条に規定する施工プロセス検査業務は、原則として当該工事に係る事務を所掌する事務所の係長相当職員を品質監視員に任命して施工プロセス検査業務を行わせるものとする。

〔解説〕

検査職員の選定、任命及び権限・業務内容をまとめた一覧表は、次のとおり。

＜検査職員の選定・任命＞

区分	総括検査職員	総括技術検査職員	主任検査職員	主任技術検査職員
任命者	本官又は分任官	副局長等	本官又は分任官	副局長等
任命時期	契約直後	契約直後	契約直後	契約直後
対象者	「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について」（平成8年4月1日日港管第872号、最終改正平成21年3月20日国港総第949の2号）（以下、「事務処理要領」という）第11条に基づく。	本官契約の工事は、技術審査官、品質検査官、港湾（空港）整備・補償課長、その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められた者（以下、「技術検査適任者」という）。分任官契約の工事は、当該工事を所掌する事務所長又はその他技術検査適任者。	本官契約の工事は、港湾（空港）整備・補償課の課長補佐相当職員、その他当該段階検査を厳正かつ的確に行うことができると認められた者（以下、「段階検査適任者」という）。分任官契約の工事は、当該工事を所掌する事務所の副所長又は課長相当職員その他段階検査適任者。	本官契約の工事は、品質検査官、港湾（空港）整備・補償課の課長補佐相当職員、その他当該段階検査を厳正かつ的確に行うことができると認められた者（以下、「段階検査適任者」という）。分任官契約の工事は、当該工事を所掌する事務所の副所長又は課長相当職員その他段階検査適任者。

< 検査職員の権限・業務内容 >

区分	総括検査職員・総括技術検査職員	主任検査職員・主任技術検査職員
権限	完成検査実施の際、受注者に対し、関係書類その他の物件を提示させ、又は説明を求めることができる。	段階検査実施の際、受注者に対し、関係書類その他の物件を提示させ、又は説明を求めることができる。
業務内容	主任検査職員より報告を受けた事項及び出来形・品質・施工管理等適切な履行の確認をするため、完成検査を実施する。 また、完成検査時に成績評定を行う。	出来形・品質・施工管理等適切な履行の確認をするため、工事の節目等に段階検査を実施する。

また、品質監視員の選定、任命、及び権限・業務内容をまとめた一覧表は、次のとおり。
< 品質監視員の選定・任命 >

区分	品質監視員
任命者	当該工事を所掌する事務所長
任命時期	契約直後
対象者	原則として当該工事を所掌する事務所の係長相当職員。

< 品質監視員の権限・業務内容 >

区分	品質監視員
権限	監督職員同様、現場への立入が可能であり、当該工事の施工プロセスの監視及び施工状況の確認をすることができる。
業務内容	工事期間中の現場における施工プロセスを監視する。また、出来形・品質・施工状況の確認（施工状況検査等、立会のみ）を行う。 監視等の結果は、遅滞なく主任検査職員等へ報告する。

施工プロセス検査業務は検査職員を補助する業務である。本来、職員が取り組むべき業務であるが、発注工事件数や事務所職員の配置人数等により品質監視員のみで実施体制を確保できない場合は、発注者支援業務等により一定の資格や実績を有した技術者を、品質監視員の補助（以下「品質監視補助員」という）とすることができる。

品質監視員と品質監視補助員とが行う工事現場での確認内容及び項目に違いは無い。また、品質監視補助員の氏名は受注者へ通知するものとし、品質監視補助員の任命及び受注者への通知に関する事務手続き及び必要な様式については、各局の運用により定めるものとする。

第7条 検査の実施

（段階検査（給付）の実施）

1. 施工プロセスを通じた検査においては、第5条に定めるところにより行う施工プロセス検査業務の結果を踏まえて2項に定めるところにより給付の検査を行う。
2. 段階検査（給付）については、工事請負契約書第37条に基づき検査として行うものとし、「単価及び出来高確認方法合意書」の出来高確認方法により、検査対象の出来高を確認するものとする。

3. 総括検査職員又は主任検査職員は、第5条第2項の規定により品質監視員が確認した状況を取りまとめたチェックリスト及びその他の記録内容及び第5条第4項の規定により品質監視員が行った報告を踏まえて給付の検査を行うものとする。

(段階検査(給付)の簡素化)

4. 段階検査(給付)の実施にあたっては、「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続きの簡素化・迅速化の促進について」(平成10年12月11日港管第2463号、港建第351号)に基づく簡素化措置を適用するものとする。

(段階検査(技術)の実施)

5. 施工プロセスを通じた検査においては、第5条の施工プロセス検査業務の結果を踏まえて、技術検査要領第2条3項の定めにより段階検査(技術)を行う。但し、技術検査要領の第5条に基づく技術検査の結果の復命及び第6条に基づく工事成績の評定は行わないものとする。

6. 段階検査(技術)については、技術検査要領に基づく技術検査として同要領第4条に基づき以下に掲げる内容について技術的な評価を行うものとする。

- (1) 工事の施工状況、施工体制等の的確さ
- (2) 出来形の精度及び出来形管理等の的確さ
- (3) 品質及び品質管理等の的確さ
- (4) 仕上げ面、とおり、すり付けなどの出来ばえの程度及び全体的な外観

7. 総括技術検査職員又は主任技術検査職員は、第5条第2項の規定により品質監視員が確認した状況を取りまとめたチェックリスト及びその他の記録内容及び第5条第5項の規定により品質監視員が行った報告を踏まえて技術検査を行うものとする。

8. 段階検査(技術)の実施に当たっては、現地確認を行うものとする。なお、技術検査職員の判断により、品質監視員が確認したチェックリスト等の記録内容に基づき契約内容に適合した履行がされているかの確認をもって検査とすることが出来る。

9. 段階検査(技術)を含む技術検査を複数回実施する場合において、以前の技術検査にて確認した部分については、原則として特に必要な部分を除き検査対象としないものとする。

[解説]

段階検査(給付)の回数・時期は、工事の節目等を考慮し、発注者及び受注者が三者連絡会において協議して設定する。また、設定した段階検査(給付)の回数・時期は固定したものでなく、工事の進捗状況により変更してもよい。また、段階検査(技術)を実施する場合は、段階検査(給付)を同時に実施していることが多い。

段階検査(技術)は、主たる工種が不可視となる工事の埋め戻しなど、施工上重要な変化点などにおいて、設計図書との適合を確認しておき、出来るだけ手戻りを少なくするなどの目的で実施する。検査結果が適合であっても、工事目的物の引き渡しは行わない。

なお、検査職員の判断により施工プロセスチェックリストにより以下の段階検査(技術)の資料を確認できる場合は、省略することができる。

受注者が段階検査で準備する資料は、以下のとおりであるが、基本的に当該検査までに工事帳票管理システムなどで提出済の資料にすることとし、新たに作成する資料はない。

【段階検査(給付)】

- ①検査対象物の出来高数量が確認できる資料（工種毎に出来高を確認する場合、対象物の出来高管理表及び出来高管理図を用いて、出来高数量を確認）
 - ・「単価及び出来高確認方法合意書」に記載された確認資料。

【段階検査(技術)】

- ①検査対象物の出来形管理表及び出来形管理図（工事帳票システムで提出済の施工状況検査資料）
- ②検査対象物の材料・品質証明資料（工事帳票システムで提出済の材料検査資料）
- ③検査対象物に関する指示、承諾、協議等の書類（工事帳票システムで提出済の施工方法や材料品質関係の承諾等の資料）
 - ・休日作業願、関係官庁提出書類、及び履行報告書（工事旬報）は不要。
- ④工種毎に施工状況が確認できる写真 数枚程度（整理の必要はなく確認できればよい）

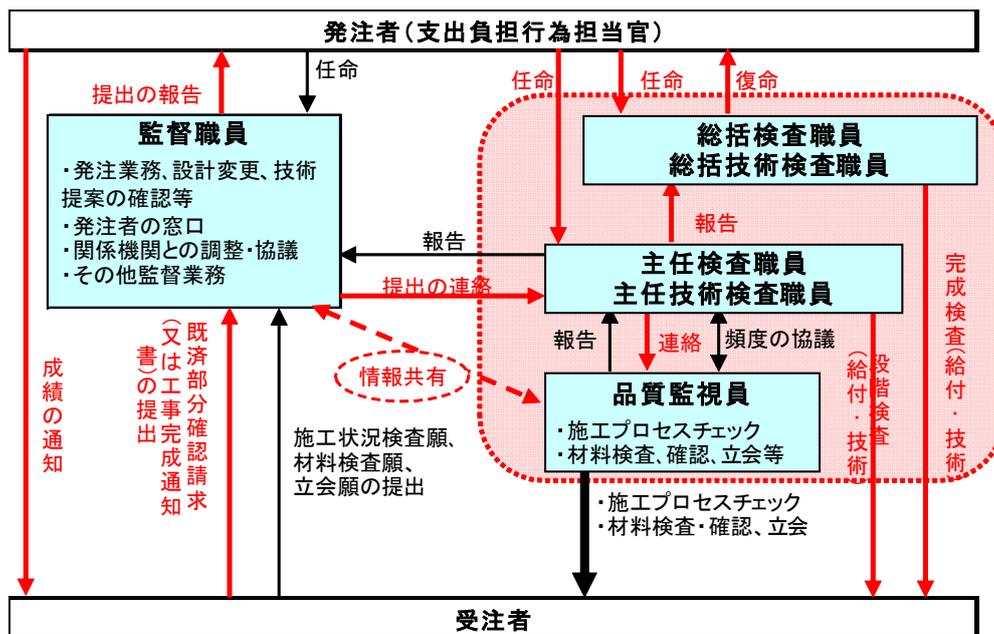
第8条 施工プロセスを通じた検査の連絡体制

1. 当該工事における発注者の窓口は、工事請負契約書第9条第5項により契約図書に定めるものを除き監督職員であり、品質監視員及び検査職員は契約の履行に関して直接受注者とやり取りできない。
2. 検査職員、品質監視員及び監督職員は、当該工事の施工プロセスを通じた検査や契約の履行状況及び契約図書の変更等に関して、適時適切に情報を共有する連絡体制を構築するものとする。
3. 品質監視員は、施工プロセス検査業務の結果を主任検査職員等に報告し必要な指示を受ける。また、主任検査職員等は施工プロセス検査業務を実施した結果、当該工事を監督する上で必要な事項を監督職員に報告するものとする。
4. 主任検査職員等は、品質監視員より報告を受けた事項及び段階検査の検査結果について総括検査職員等が検査を実施する時までに総括検査職員等へ報告するものとする。

〔解説〕

通常工事は、監督職員が材料確認や施工状況検査を実施している。試行工事では品質監視員が確認や検査を行い、監督職員は安全対策等の確認を実施している。受注者へ統一した対応を行うため、工事情報を共有する必要がある。

試行工事における段階検査・完成検査の業務体制は、以下のとおり。



- ①発注者（支出負担行為担当官）は、契約締結直後、総括検査職員及び主任検査職員を任命する。なお、品質監視員は事務所長が任命する。
- ②監督職員は、受注者から既済部分確認請求（又は工事完成通知書）の提出があった時は、発注者（支出負担行為担当官）へ提出の報告をすると共に、主任検査職員等へ提出の連絡を行う。
- ③主任検査職員等は、②の連絡があった時は、総括検査職員及び品質監視員へ提出の連絡を行い、品質監視員は段階検査（又は完成検査）に臨場する。
- ④総括検査職員は発注者（支出負担行為担当官）へ検査結果を復命し、工事完了後、発注者は工事の評価（成績）を受注者へ通知する。

第9条 入札説明書への記載

1. 入札説明書には、施工プロセスを通じた検査方式と出来高部分払方式の試行対象工事である旨等を記載するものとする。

第10条 特記仕様書への記載

1. 特記仕様書には、施工プロセスを通じた検査方式の段階検査を実施する旨等を記載するものとする。

(入札説明書記載例)

【固定式の場合】

○ 工事の検査

本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。

なお、実施にあたっては「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

○ 支払い条件

(1) 前金払 有 請負代価の4割以内

(2) 中間前金払 無

(3) 既済部分払 有

既済部分払の方法については、短い間隔で出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

なお、「出来高部分払方式」については、「出来高部分払方式試行実施要領」に基づき行うものとし、部分払請求の上限回数は以下によるものとする。

「部分払請求の上限回数＝契約日数／30（端数切捨てとする。）」

【選択式の場合】

本工事は、「出来形部分払方式」を選択することができるものとする。

なお、選択にあたっては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官）に別紙様式1により通知するものとする。

◆ 「出来高部分払方式」を選択した場合

○ 工事の検査

本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。

なお、実施にあたっては「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

○ 支払い条件

(1) 前金払 有 請負代価の4割以内

(2) 中間前金払 無

(3) 既済部分払 有

既済部分払の方法については、短い間隔で出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

なお、「出来高部分払方式」については、「出来高部分払方式試行実施要領」に基づき行うものとし、部分払請求の上限回数は以下によるものとする。

「部分払請求の上限回数＝契約日数／30（端数切捨てとする。）」

◆ 「出来高部分払方式」を選択しない場合

○ 工事の検査

本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。

なお、実施にあたっては「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

○ 支払い条件

(1) 前金払 有 請負代価の4割以内

[工期150日未満の場合]

(2) 中間前金払又は既済部分払 無

[工期150日以上の場合]

(2) 中間前金払(請負代金の2割以内)又は既済部分払

既済部分払金額 = 工事出来高予定金額(相当額) × (9 / 10 - (前払金額 / 請負金額))

※ (2) の選択にあたっては、落札者と協議の上、決定するものとする。

(特記仕様書記載例)

【固定式の場合】

8-○ 施工プロセス試行工事について

(1) 本工事は、施工プロセスを通じた検査、出来高部分払及び総価契約単価合意方式の試行対象工事であり、実施にあたっては以下によるものとする。

(○) 本工事は、検査は、「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

8-○ 管理技術者等の配置及び品質監視員の配置等

(1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等及び施工プロセスを通じて施工の監視を行う品質監視員を配置する。

(2) 本工事を担当する品質監視員の氏名は後日通知する。

(3) 品質監視員が現場に臨場する場合には、その業務に協力しなければならない。

また、工事目的物の品質確保の観点から、本工事は、施工方法に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、品質監視員は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではない。

【選択式の場合】

8-○ 施工プロセス試行工事について

(1) 本工事は、施工プロセスを通じた検査の試行対象工事であり、実施にあたっては、以下によるものとする。また、受注者が「出来高部分払い方式」を選択した場合、出来高部分払及び総価契約単価合意方式の試行対象工事とする。

(○) 本工事は、検査は、「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

8-○ 管理技術者等の配置及び品質監視員の配置等

(1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等及び施工プロセスを通じて施工の監視を行う品質監視員を配置する。

(2) 本工事を担当する品質監視員の氏名は後日通知する。

(3) 品質監視員が現場に臨場する場合には、その業務に協力しなければならない。
また、工事目的物の品質確保の観点から、本工事の施工方法に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、品質監視員は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではない。

[解説]

実施要領は、国土交通省港湾局ホームページ(http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000024.html)に公表している。

様式 1

支払方式通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長
〇〇地方整備局副局長
〇〇地方整備局次長
分任支出負担行為担当官
〇〇事務所長

殿

受注者 住所
名称 印

行う
下記工事は「出来高部分払い」方式にて 行う ことを通知します。
行わない

1. 工事名 〇〇〇〇工事

※行う場合、「行う」を○で囲み、「行わない」を取り消し線で引く。
※行わない場合、「行わない」を○で囲み、「行う」を取り消し線で引く。

第3編 出来高部分払実施要領

出来高部分払方式試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、出来高部分払方式の実施に当たって、必要な施工プロセスを通じた検査方式の試行工事の取扱い事項を定めることにより、出来高に応じた部分払の円滑な実施を図ることを目的とする。

[解説]

出来高部分払方式は、工事の出来高に応じて多頻度の支払を実施することにより、受注者のキャッシュフローの改善及び受発注者間のコスト意識の醸成、双務性及び質の高い施工体制の確保などを目的に実施するものである。

(試行対象工事)

第2条 試行対象工事は、「施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払等の試行について」（平成21年3月31日 国港総960-2号、国港技第99号）の定めによるものとする。

[解説]

「施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払等の試行について」（平成21年3月31日 国港総960-2号、国港技第99号）は、第1編を参照。

(前金払)

第3条 工事請負契約書第34条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金を発注者に請求することができるものとする。

2) 前払金の支払

前払金の支払方法については、工事請負契約書記載例第34条及び第35条を参照するものとする。

なお、国庫債務負担行為（以下「国債」という。）の契約の場合は、工事請負契約書記載例第40条の記載例を参照するものとする。

[解説]

年度末発注工事の前払金支払方法(2ヶ年国債工事の場合→「事例」参照)

年度末(第4四半期:1~3月)発注工事については以下のとおり。

- 1月契約の場合、2回目の前払金を請求できる要件に「2月末日」を追加
- 2月・3月契約の場合、契約会計年度に支払う前払金は1回まで

全体工期:約330日(2ヶ年国債)
 契約金額:300百万円
 出来高:約20百万円/月(当初3ヶ月)、約30百万円/月(後半8ヶ月)
 段階検査回数:240日/90÷2回(2ヶ年目)
 出来高予定額:契約会計年度0百万円、翌会計年度300百万円

凡 例

○:前払金 ○:部分払金 ○:完成払金

通常(前払金方式)

1月(~3月)契約

(国債セット 4:6)



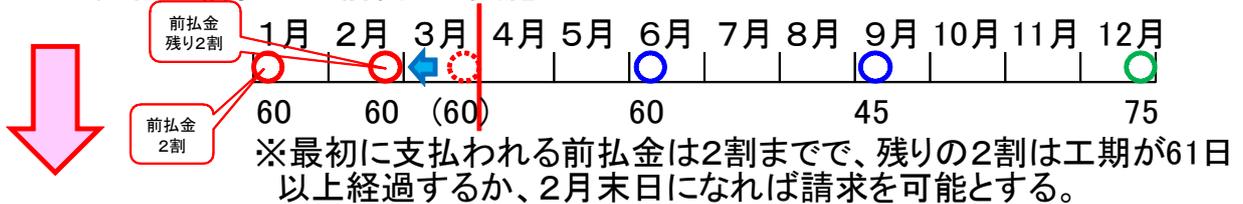
年度末発注工事の出来高部分払方式の実施

1月契約の場合 (国債セット 4:6)

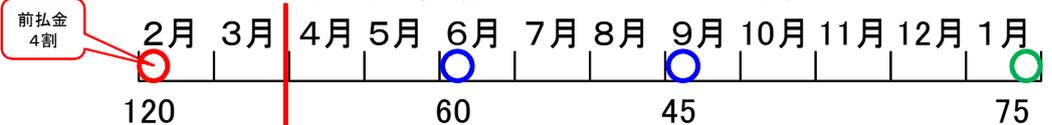
契約会計年度

翌会計年度

■ 二回目の前払金は前倒しの実施



■ 低入札調査のスケジュールなどにより契約が2月以降になった場合

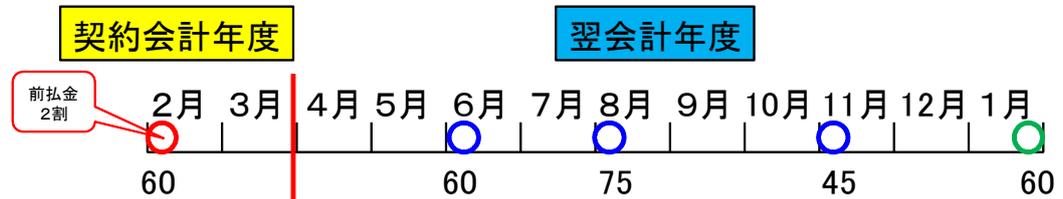


※低入札調査等により契約が2月にズレ込んだ場合は、事務負担軽減の観点から、1回で4割の支払を可能とする。

年度末発注工事の出来高部分払方式の実施

2月(3月)契約の場合 (国債セット 2:8)

■二回目の前払金は翌会計年度支払



※契約会計年度の前払金は2割のみ、残りの2割は翌会計年度に出来高又は工期に係る要件を満たした時点で支払う。

(部分払)

第4条 部分払の対象は、工事請負契約書第37条第1項により行うものとする。

この場合において、工事数量又は単価（一式工事費を含む）の変更が予想される場合は下表に従い、既に合意の「単価及び出来高確認方法合意書」に記載している工種毎に、それぞれ出来高を確認する。

ただし、直接工事費の合計額は、「単価及び出来高確認方法合意書」に記載している直接工事費の合計額を超えることができない。

工事数量	単価	部分払対象
変更増	変更増	変更増となる数量を対象とし、単価は原単価にて算出。
	増減無し	変更増となる数量を対象に算出。
	変更減	変更契約するまで、部分払の対象としない。
増減無し	変更増	原数量を対象に単価は原単価にて算出。
	増減無し	原数量を対象に算出。
	変更減	変更契約するまで、部分払の対象としない。
変更減	変更増	変更減となる数量を対象とし、単価は原単価にて算出。
	増減無し	変更減となる数量を対象に算出。
	変更減	変更契約するまで、部分払の対象としない。

なお、新工種に係る部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまでは、その部分を部分払の対象とすることができない。

この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。

2 部分払の回数

- 1) 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降、出来高に応じて部分払の請求が可能となるように、工事請負契約書第37条に必要事項を記入するものとする。

なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で、受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。

- 2) 工事請負契約書第37条第1項の部分払請求の上限回数について

部分払請求の上限回数＝契約日数／30（端数切捨てとする。）

- 3) 国債に係る契約の工事請負契約書第41条第3項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の契約日数／30

（端数切捨てとする。）

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が12になる場合を除き、上限回数に1を加える。

- 4) 部分払請求額の上限

出来高に係る請求は、該当する請負金額の10分の9を限度として行うものとし、次の式により算出する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

※ なお、請負代金相当額の算出において、単価及び出来高確認方法合意書により定めることが不適当な場合には、発注者と受注者で協議して定める。

3 工事既済部分調書等の作成

- 1) 工事既済部分調書(工事指定部分調書を含む)は、「単価及び出来高確認方法合意書」を基に作成するものとする。
- 2) 間接工事費の算出は、直接工事費で既済部分等に関わる金額の比率によって求めるものとする。

4 一次下請業者への支払に対する指導

- 1) 発注者は、受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払が、速やかに現金、90日以内の手形又は90日以内の一括支払信託による支払で行われるよう指導するものとする。
- 2) 入札説明書等の指導事項への記載
入札説明書等の指導事項に、1) を記載するものとする。

[解説]

「新工種及び部分払」の表に記載されている単価変更増減（可能性のあるもの）は、変更契約するまで部分払の対象としないが、それ以外については、設計変更指示書等で部分払の対象とすることができる。

ただし、出来高の数量変更等が増額になった場合の直接工事費の合計額は、変更契約前の「単価及び出来高確認方法合意書」に記載している直接工事費の合計額を超えて部分払を行うことができない。

請求の時期や回数は、初回の三者連絡会で受発注者協議のうえ、確認する。

なお、キャッシュフロー改善のため、検査後は速やかに支払を行うものとする。

算定例)

- 請負代金額 = 300百万円
- 前払金額(請負代金額の4割) = 120百万円[第1回部分払前に支払済の場合]

受注者は、工事請負契約書第37条(部分払)第6項の計算式により算定した部分払金の額を請求することが出来る。

部分払金の額 ≤ 第37条第1項の請負代金相当額

$$\times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額}) - [\text{部分払済額}]$$

※ 第37条第1項の請負代金相当額とは、出来高額を示す。

① 第1回部分払請求

第37条第1項の請負代金相当額[第1回までの出来高]

$$= 300\text{百万円} \times 50\% = 150\text{百万円}$$

第1回部分払金の額の上限

$$= 150\text{百万円} \times (9/10 - 120\text{百万円} / 300\text{百万円}) = 75\text{百万円}$$

② 第2回部分払請求

第37条第1項の請負代金相当額[第2回までの出来高]

$$= 300\text{百万円} \times 80\% = 240\text{百万円}$$

第2回部分払金の額の上限

$$= 240\text{百万円} \times (9/10 - 120\text{百万円} / 300\text{百万円}) - 75\text{百万円}$$

$$= 45\text{百万円}$$

③ 完成検査後の支払請求

完成後の支払額 = 300百万円 - 120百万円 - 75百万円 - 45百万円

$$= 60\text{百万円} [\text{内、} 30\text{百万円} (= 300\text{百万円} \times 1/10) \text{は完成払分}]$$

★出来高部分払イメージ

キャッシュフロー改善のため、施工プロセスチェック、各段階検査を経て確認された出来高の9割を上限として、速やかに支払を行う。

＜時期＞段階検査（給付）後

・・・別紙「標準出来高確認指針（案）」を参考にする。

出来高20%確認
↓
前払金残り2割を支払

＜事例＞

全体工期：約300日（約10ヶ月）〔単年度工事〕
契約金額：300百万円
出来高：約30百万円/月
段階検査回数：2回（5・8ヶ月後）



	出来高		支払額累計 〔百万円〕			計
	金額 〔百万円〕	割合	前払金	部分払	完成払	
契約時	0	0%	60	0	0	60
1ヶ月	30	10%	60	0	0	60
2ヶ月	60	20%	120	0	0	120
3ヶ月	90	30%	120	0	0	120
4ヶ月	120	40%	120	0	0	120
5ヶ月 〔段階検査〕	150	50%	120	75	0	195
6ヶ月	180	60%	120	75	0	195
7ヶ月	210	70%	120	75	0	195
8ヶ月 〔段階検査〕	240	80%	120	120	0	240
9ヶ月	270	90%	120	120	0	240
10ヶ月 〔完成〕	300	100%	120	120	0	240
完成検査後	—	—	120	150	30	300

=300百万円×50%
×(9/10-4/10)

（検査）

第5条 検査業務は、「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領の制定について」（平成21年3月31日 国港総第960-4号、国港技第160-2号）に基づき実施するものとする。

[解説]

「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領の制定について」（平成21年3月31日 国港総第960-4号、国港技第160-2号）は、第2編を参照。

（入札・契約）

第6条 発注者は、公告等及び入札参加希望者への周知に当たり、出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」について、入札公告及び入札説明書、特記仕様書に記載するものとする。

(その他)

第7条 発注者及び受注者は、本方式の主旨を十分踏まえつつ、本方式の円滑な実施に努めることとする。

(入札説明書記載例)

一次下請業者への支払について

一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金、90日以内の手形又は90日以内の一括支払信託による支払で行うよう努めるものとする。

(入札公告及び入札説明書記載例)

【固定式の場合】

本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。

【選択式で「出来高部分払方式」を選択した場合】

本工事は、(中間前金払に代わり、) 短い間隔で出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の試行工事である。

※ () は中間前金払の対象工事の場合に記載する

(工事請負契約書記載例)

【固定式の場合及び選択式で「出来高部分払方式」を選択した場合】

(前払金)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

4 受注者は、前項の規定により前払金の支払がされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払を受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上(ただし、工期が270日以下の工事については、61日以上)経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を

受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、工事請負契約書第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

5 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2から第5項までの規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの払金額が減額後の請負代金額の10分の5に相当する額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

ただし、発注者は、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に、さらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者はその超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。

9 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求しようとする場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(国債に係る契約の前金払の特則)

第40条(A) 国債に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者

は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

また、第34条第4項の「工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。」は「工期が121日以上経過していなければならない（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、工期が61日以上経過するか、又は2月末日にならなければ、請求することができない。）。」に読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、契約会計年度の工期が60日以下の工事については、第34条第3項及びこの条第1項の規定による読替え後の第34条第4項の規定は、適用しない。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。

この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

（国債に係る契約の前金払の特則）

第40条(B) 国債に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

また、第34条第4項の「工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。」は「工期が121日以上経過していなければならない（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、工期が61日以上経過していなければならない。）。」に読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が

設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、請求された前払金額が第39条第1項に定める契約会計年度の支払限度額を超えるときは、発注者は、当該支払限度額に相当する額を前払金として支払うものとし、受注者は、契約会計年度の翌会計年度に、請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを請求することができるものとする。

- 4 受注者は、前項の規定により契約会計年度の翌会計年度に前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、工事請負契約書第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 6 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

[注] (B)は、2月又は3月に契約を締結することを想定して発注する場合に使用することができる。

(特記仕様書記載例)

【固定式の場合】

8-0 施工プロセス試行工事について

- (1) 本工事は、施工プロセスを通じた検査、出来高部分払及び総価契約単価合意方式の試行対象工事であり、実施に当たっては以下によるものとする。
- (○) 本工事は出来高部分払は、「出来高部分払方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

【選択式の場合】

8-0 施工プロセス試行工事について

- (1) 本工事は、施工プロセスを通じた検査の試行対象工事であり、実施に当たっては以下によるものとする。また、受注者が「出来高部分払方式」を選択した場合、出来高部分払及び総価契約単価合意方式の試行対象工事とする。
- (○) 受注者が「出来高部分払方式」を選択した場合、本工事は出来高部分払は、「出来高部分払方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

別紙－ 1

平成 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名印

前払金請求書

¥ 4 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 . -

ただし、平成○年度○○○○工事

請負代金額 ¥ 1 , 0 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 . -

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第 3 4 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき受領いたします。

※別紙－ 2 は 2 割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙－ 3 については、本工事の進捗額が請負代金額の 1 0 分の 2 以上であること、もしくは、工期 1 2 1 日以上経過していること

(ただし、単年度工事の工期が 2 7 0 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 1 8 0 日以下の場合、並びに国債工事の中間年度の場合については、工期が 6 1 日以上経過するか、2 月末日になっていること) について、甲又は甲の指定する者に認定を受け、認定通知書を受領したのち、直ちに発注者に提出すること。

【下線部は、契約書第 4 0 条(B)を用いる場合には「していること」とする。】

※契約書第 4 0 条(A)第 3 項後段により請求する場合は、なお書きを削除の上使用する。この場合、別紙－ 2 及び 3 を提出する必要はなく、振込口座等は別紙－ 1 に記載すること。

※前払金請求書(全体請求書 4 0 %以内)は契約原本として保管。別紙－ 2 及び 3 は、支払いに使用。

※前払金保証書は 1 枚とする。(2 回保証書をつくる必要はない。)

別紙－２（４割以内の前払金請求書とともに提出）

平成 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住所

商号又は名称

代表者氏名印

前払金請求書（Ⅰ）

¥ 200,000,000.-（工事請負契約書第34条第3項の請求金額）

ただし、平成○年度○○○○工事

請負代金額 ¥ 1,000,000,000.-

に対する前払金

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座 名義		

別紙－ 3 （出来高認定書受理後に提出）

平成 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住所

商号又は名称

代表者氏名印

前払金請求書（Ⅱ）

¥ 200,000,000.- （工事請負契約書第34条第5項の請求金額）

ただし、平成○年度○○○○工事

1 請負代金額	<u>¥ 1,000,000,000.-</u>
2 前払金請求額	<u>¥ 400,000,000.-</u>
3 受領済前払金額	<u>¥ 200,000,000.-</u>
4 未受領前払金額	<u>¥ 200,000,000.-</u>

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座 名義		

別紙－ 4

平成 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者

住所

商号又は名称

代表者氏名印

出来高

認定請求書

工事期間

1. 工事名 平成○年度○○○○工事
2. 工事場所
3. 請負代金額 ￥1,000,000,000.-
4. 工期 平成年月日から平成年月日まで

上記の工事について、工事請負契約書第34条第4項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。

(請負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。

(工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合、並びに国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過又は2月末日)の場合)

【下線部は、契約書第40条(B)を用いる場合には削除する。】

認定通知書

上記工事について認定したので通知する。

平成 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名) 印

第4編 三者連絡会

三者連絡会実施要領

1. 目的

本要領は、各受発注者間の情報共有による双務性の確保、また、労働条件の適正化・下請け業者や労働者等に対する円滑な支払いの促進等による労働環境の改善が図られるよう努めるため、発注者、元請業者、下請業者にて行う三者連絡会の円滑かつ効果的な実施を目的とする。

[解説]

工事の品質確保を図り、円滑な資金の流通を可能とするために、発注者、受注者（元請業者、下請業者）の情報の共有が不可欠である。また試行工事では施工プロセスチェックや出来高部分払方式など新たな取り組みが実施されることから、それらの取り組みに対する十分な理解が試行工事の円滑な実施のために重要である。そこで工事関係者間の情報共有と試行工事の理解の徹底のため、また双務性の向上のため、三者連絡会を構成する。

2. 三者連絡会の対象工事

「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け、港官第3722号）第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において設置できるものとする。

[解説]

「施工プロセスを通じた検査方式等試行工事」においては、従来の実施状況も踏まえ、三者連絡会を設置するものとする。

「施工プロセスを通じた検査方式等試行工事」、「契約業者取扱要領」は、第1編を参照。

3. 三者連絡会の開催時期等

三者連絡会は、受発注者間の協議により設置できるものとし、設置する場合は、着工時、完成時の開催を原則とする。なお、完成時の開催については、開催が困難な場合に限り、書面により報告することで開催したと見なすことができる。

また、施工途中においては、受注者から三者連絡会開催の要請があった場合、施工条件の変更があった場合及び主たる工種の下請業者が変更になった場合等、必要に応じて、三者連絡会を開催するものとする。

開催日程は、監督職員が受注者と調整して決定するものとする。

三者連絡会の招集依頼、会場等の通知は監督職員がその都度、書面をもって関係者に通知するものとする。ただし、下請業者への依頼等は元請業者より行うこととする。

[解説]

開催時期について、着工時は具体的な工事計画工程、下請業者（主たる工種）等が決まる時期を目安とし、施工計画打合せと併せて開催することができる。完成時は工事完成後、受注者（元請業者、下請業者）を長期拘束することなく、速やかに開催する。なお、完成時は、開催が困難な場合、書面により報告することで開催したものとして良い。施工途中の開催は実施要領に定めた事案が発生した時に適宜開催する。

4. 三者連絡会の参加者

参加者は以下の者とする。これによりがたい場合は代理出席を認めるものとする。

事務所：事務所長及び副所長等

監督・検査体制：総括監督員及び主任現場監督員(現場監督員、現場監督員補助含む)

受注者：元請代表者(技術者と経理担当者等)複数可

下請代表者(主たる工種)複数可(事務担当者含む)

その他：主任現場監督員が必要と認めた者。

なお、三者連絡会会場は現場を所管する事務所(出先を含む)とすることを原則とする。

[解説]

「施工プロセスを通じた検査方式等試行工事」においては、従来の実施状況も踏まえ、以下の体制とする。

事務所：事務所長及び副所長等

監督体制：総括監督員及び主任現場監督員(現場監督員、現場監督員補助含む)

検査体制：主任検査職員及び品質監視員(品質監視員補助含む)

受注者：元請代表者(技術者と経理担当者等)複数可

下請代表者(主たる工種)複数可(事務担当者含む)

その他：主任検査職員、主任現場監督員が必要と認めた者。

事務所長の出席については、原則出席するものとするが、三者連絡会開催予定日事務所長の出席ができない場合は、事務所長了解のうえ、副所長等を筆頭に三者連絡会を開催できるものとする。その場合は、副所長等が事務所長代理を務める。

三者連絡会会場について、参加者の勤務地が会場と遠距離の場合はテレビ会議等を利用することができる。

5. 三者連絡会の内容

三者連絡会の進行は主任現場監督員又は現場監督員が行うこととし、三者連絡会は以下の事項を基本として実施する。

○着工時

①挨拶

②三者連絡会趣旨の説明

③当該工事の工事内容の説明

④工事計画工程の説明(工事安全への取り組みを含む)

⑤給付を伴う検査の回数及び実施時期等についての協議・調整、必要資料の確認

⑥『建設業法令遵守ガイドライン』の説明

⑦質疑応答

⑧その他必要と思われる事項(必要に応じヒアリング等を実施する)

○完成時

①挨拶

②当該工事の各取組に対する効果と課題の抽出、課題の解決策に対する意見交換

③下請業者への支払状況確認

④その他必要と思われる事項(必要に応じヒアリング等を実施する)

[解説]

「施工プロセスを通じた検査方式等試行工事」においては、従来の実施状況も踏まえ、着工時の内容は、以下の通りとする。

○着工時

- ①挨拶
- ②当該取組(施工プロセスを通じた検査方式等の内容)の趣旨・目的の説明
- ③三者連絡会趣旨の説明
- ④当該工事の工事内容の説明
- ⑤工事計画工程の説明(工事安全への取り組みを含む)
- ⑥段階検査(給付)回数及び実施時期等についての協議・調整、段階検査(給付)時必要資料の確認
- ⑦当該工事の施工プロセスチェックリストの説明
- ⑧『建設業法令遵守ガイドライン』の説明
- ⑨質疑応答
- ⑩その他必要と思われる事項(必要に応じヒアリング等を実施する)

三者連絡会(施工途中)は、着工時の内容の中から、施工途中に開催が必要となった要因より必要事項を選択し実施するものとし、必要に応じて工事計画工程及び段階検査(給付)実施時期の見直しについて、調整を行う。

三者連絡会(着工時)及び(施工途中)の際に、出来高部分払方式試行実施要領 第4条第4項により、一次下請業者への支払に対する指導を行うものとする。

『建設業法令遵守ガイドライン』は下記のアドレスより入手できる。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogol3_hh_000023.html

三者連絡会(着工時)の『⑥段階検査(給付)時必要資料の確認』で受注者が段階検査(給付)及び段階検査(技術)時に準備する資料は、以下のとおりとする。(第2編 第7条の[解説]も参照)

【段階検査(給付)】

- ①検査対象物の出来高数量が確認できる資料(工種毎に出来高を確認する場合、対象物の出来高管理表及び出来高管理図を用いて、出来高数量を確認)
 - ・「単価及び出来高確認方法合意書」に記載された確認資料。また、浚渫工事では土量計算書(深淺測量等による)を確認。

【段階検査(技術)】

- ①検査対象物の出来形管理表及び出来形管理図(工事帳票システムで提出済の施工状況検査資料)
- ②検査対象物の材料・品質証明資料(工事帳票システムで提出済の材料検査資料)
- ③検査対象物に関する指示、承諾、協議等の書類(工事帳票システムで提出済の施工方法や材料品質関係の承諾等の資料)
 - ・休日作業願、関係官庁提出書類、及び履行報告書(工事旬報)は不要。
- ④工種毎に施工状況が確認できる写真 数枚程度(整理の必要はなく確認できればよい)また、施工プロセスチェックリストは、品質監視員が施工プロセスチェックの確認結果を主任検査職員等へ報告するために作成するリストで、現場の施工状況や材料・出来形等を確認する。(第2編 第5条の[解説]も参照)

6. 議事の取りまとめ

三者連絡会の内容については、主任現場監督員が指定した者が取りまとめるものとし、取りまとめ後、三者連絡会出席者に書面をもって通知するものとする。(様式-1 参照)

[解説]

「施工プロセスを通じた検査方式等試行工事」においては、従来の実施状況も踏まえ、議事を取りまとめる者を指定できるものは、主任現場監督員に加えて、主任検査職員も指定することができる。

三者連絡会 議事内容

【〇〇〇〇港湾（・空港整備）事務所】

対象工事		会議開催	年 月 日(第 回)
受注者		会 場	
請負金額 税込(千円)		工 期	月 日～ 年 月 日(〇〇日)
工事内容(概要)			

会議出席者			

元請負業者：〇〇〇〇(役職名)、〇〇〇〇(役職名)			
下請け業者：(担当工種)〇〇会社(株)〇〇〇〇(役職名)、(担当工種)〇〇会社(株)〇〇〇〇(役職名)、 (担当工種)〇〇会社(株)〇〇〇〇(役職名)、(担当工種)〇〇会社(株)〇〇〇〇(役職名)、			

発注者 〇〇〇〇(役職名)、〇〇〇〇(役職名)、〇〇〇〇(役職名)、〇〇〇〇(役職名)、 〇〇〇〇(役職名)、〇〇〇〇(役職名)、〇〇〇〇(役職名)、〇〇〇〇(役職名)、			
説明事項及び質問等			

決定及び確認事項			

三者連絡会開催通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者名称

現場代理人 〇〇 〇〇 殿

主任現場監督員

国土交通技官 〇〇 〇〇

(着工時)
下記のとおり、三者連絡会 (施工途中第〇回) を開催致します。
(完成時)

記

1. 対象工事名 : 〇〇〇〇工事
2. 開催日時 : 平成〇〇年〇月〇日 〇〇時～
3. 開催場所 : 〇〇事務所 〇〇会議室

(注) 不要な文字は抹消する。

建設業法令遵守ガイドライン（概要）

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の10項目について、

ア 留意すべき建設業法上の規定を解説

イ 建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

- | |
|--|
| 1. 見積条件の提示（建設業法第20条第3項） |
| 2. 書面による契約締結 |
| 2-1 当初契約（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3） |
| 2-2 追加・変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3） |
| 3. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3） |
| 4. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項） |
| 5. 不当な使用材料等の購入強制（建設業法第19条の4） |
| 6. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3） |
| 7. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項） |
| 8. 支払保留（建設業法第24条の3、第24条の5） |
| 9. 長期手形（建設業法第24条の5第3項） |
| 10. 帳簿の備付け及び保存（建設業法第40条の3） |

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- | |
|--|
| 11. 関連法令 |
| 11-1 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係） |
| 11-2 社会保険・労働保険について（社会保険等の強制加入方式） |

(3) 建設業の下請取引に関し留意すべき以下の関連条文等を掲載

- | |
|---|
| ・建設業法（昭和24年法律第100号）（抄） |
| ・建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定） |
| ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（抄） |
| ・建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準
（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号） |
| ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（抄） |

第5編 設計変更協議会

設計変更協議会実施要領

1 目的

設計変更協議会（以下「協議会」という。）は、設計変更手続きの透明性・公正性・双務性の向上及び設計変更にかかる発注者と受注者の共通理解の促進を目的に、発注者と受注者が、設計変更にかかる課題の解決、設計変更の妥当性等について協議を行う場として開催する。

[解説]

港湾関係事業の適切且つ円滑な契約事務の適正化のため、契約変更事務に係る発注者の履行責任及び説明責任を果たすため、設計変更に係る運用として「契約変更事務ガイドライン（平成22年2月、国土交通省 港湾局）」（以下ガイドラインという。）が作成されている。ガイドラインには、今までの設計変更事例集を基に、契約変更の成立する不明確な事項についての条件整備や設計変更の可否の明確化及び設計変更に関する想定問答等が記載されているので、設計変更協議会の開催にあたって活用されたい。（本実施要領 4.2）協議内容において協議に際して、参考として記載。）

（参考）契約変更事務ガイドライン抜粋

1. 設計変更の基本事項

1) 用語の定義

- ①設計変更とは、工事の施工に当たり、設計図書の変更に係るものをいう。
- ②契約変更とは、設計変更により、工事請負契約書に規定する各条項に従って、工期や請負代金額の変更にかかるものをいう。（参考：港湾工事共通仕様書より）
- ③設計図書とは、特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- ④契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

2) 設計変更に関する主な条項

- 第8条 特許権等の使用
- 第15条 支給材及び貸与物件
- 第17条 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等
- 第18条 条件変更等
- 第19条 設計図書の変更
- 第20条 工事の中止
- 第21条 乙の請求による工期の延長
- 第22条 甲の請求による工期の短縮等
- 第23条 工期の変更方法
- 第24条 請負代金額の変更方法等
- 第25条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- 第26条 臨機の措置
- 第27条 一般的損害
- 第29条 不可抗力による損害
- 第30条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更
- 第33条 部分使用

2. 設計変更が不可能なケース

契約書第26条（臨機の措置）で対応するような災害時等の緊急性を要する場合は除く。

- ① 契約図書に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、請負者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ② 請負者の都合により、「承諾」事項として処理された案件について施工した場合。
- ③ 工事請負契約書及び港湾工事共通仕様書等に定められている所定の手続きを経していない場合。
- ④ 正式な書面によらない場合（口頭のみ指示・協議等）。
- ⑤ 施工条件等の変更がない場合において、当初の設計図書のとおり施工しても支障がない場合。

3. 設計変更が可能なケース

- ① 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が、現地で確認された場合。
- ② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手出来ない場合。
- ③ 所定の手続きを行い、発注者の「指示」による場合。
- ④ 請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
ただし、設計変更にあたっては下記の事項に留意する。
 - ・ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
 - ・ 当該工事での設計変更の必要性を明確にする。また、設計変更とすることへの妥当性（別件工事ではないか）を明確にする。
 - ・ 設計変更に伴う請負代金額や工期の変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末日までに行うものとする。

2 対象工事

全ての工事において設置できるものとする。

[解説]

設計変更協議会は、全ての工事を対象に設置するものとし、実施要領（5 特記仕様書の明記）に従い、協議会設置対象工事である旨、特記仕様書に明記しなければならない。

また、契約締結後は、実施要領の規定に従い、必要な事務手続きを実施しなければならない。

3 組 織

1) 協議会

協議会の構成は、下記①及び②を標準とする。

①発注者（事務所職員）

副所長（技術）（※事務所で副所長がない場合は除く。）

工務課長

監督・検査担当（監督職員、品質監視員等）

発注・契約担当（積算担当課長、契約担当課長等）

※協議内容に応じて、構成員以外の者（本局関係課、港湾空港技術調査事務所）の出席を求めることができるものとする。

②受注者

現場代理人

監理（主任）技術者

※協議内容に応じて、現場代理人、監理（主任）技術者以外の者を出席を求めることができるものとする。

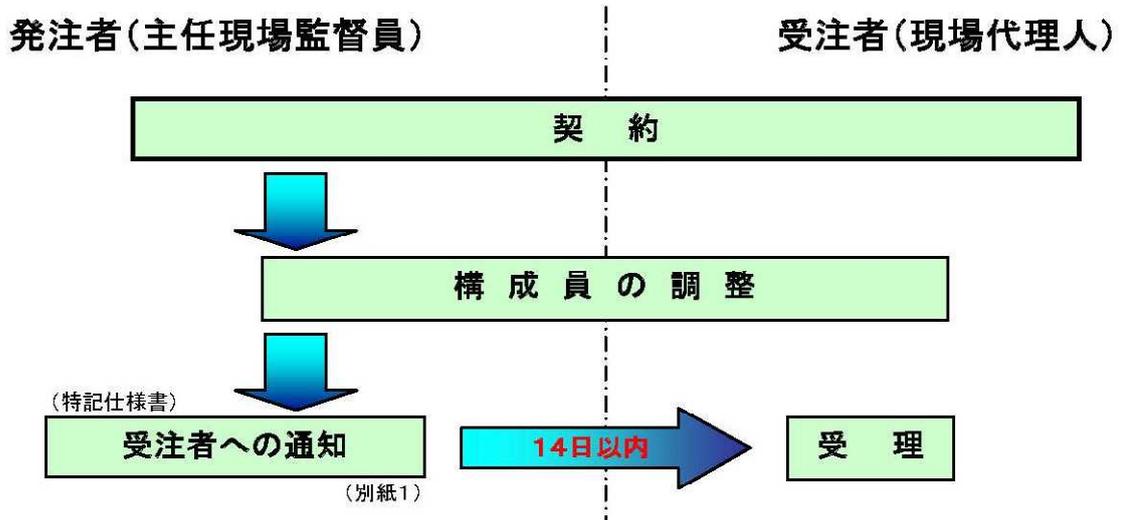
2) 事務局

協議会事務局は、当該工事担当課に設置するものとし、協議会の開催、運営に関する事務を行う。

[解説]

協議会の事務局は、当該工事担当課に設置し主任現場監督員が、協議会の開催・運営に関する事務を行うものとする。

主任現場監督員は、契約締結後14日以内に、協議会構成員の調整を実施し、別紙1により受注者に通知しなければならない。



4 協議会の開催

1) 開催手続き

- ・協議会は、発注者又は受注者のいずれかの発議があった場合は速やかに開催するものとする。

- ・受注者の発議により開催する場合

受注者は「設計変更協議会開催申請書」（様式1）を主任現場監督員に提出するものとし、主任現場監督員は、日程等の調整の上、速やかに「設計変更協議会開催通知書」（様式2）によって通知する。

- ・発注者の発議により開催する場合

主任現場監督員は、協議会を開催する必要があると判断した場合、日程等の調整の上、速やかに「設計変更協議会開催通知書」（様式2）により受注者へ通知する。

2) 協議内容

- ・協議会は、設計変更にかかる課題の解決、設計変更の妥当性等についての協議を行うものとする。なお、協議に際しては、「契約変更事務ガイドライン（案）」（平成22年度2月国土交通省港湾局）を参考とする。

3) 資料、説明

協議に必要な資料については、発議者で作成するものとする。また、協議に関わる説明は、発議者が行うものとする。

4) 協議結果の報告

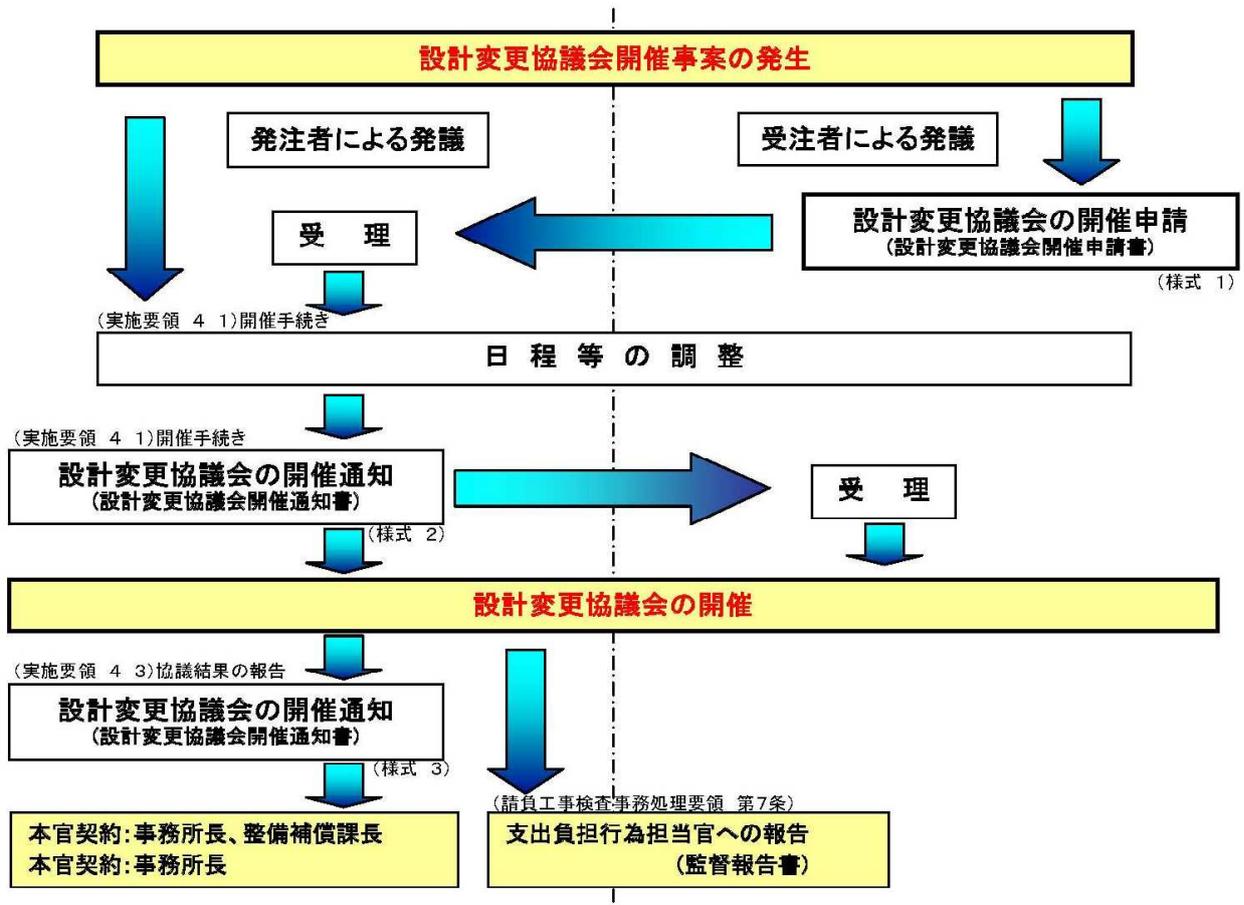
事務局の当該工事担当課長は協議会の結果について、「設計変更協議会結果報告書」（様式3）にて本官契約の工事は事務所長、本局港湾（空港）整備・補償課長の各々に、分任官契約の工事は事務所長に報告するものとする。

[解説]

1. 開催手続き

協議会の開催手続きは、下記フローを参考に適切に実施しなければならない。

なお、設計変更は一様ではなく、工事請負契約書には必要な手続きについても規定されていることから、受注者と協議の上、適切な時期に設計変更協議会を開催するものとする。



1) 受注者の発議

受注者から開催申請があった場合は、大旨1週間以内を目処に設計変更協議会を開催しなければならない。

2) 発注者の発議

主任現場監督員は、協議会を開催する必要があると判断した場合は、設計変更協議会開催通知書により受注者に通知する。

なお、設計変更事案が以下に該当する場合は、設計変更協議会を開催しなければならない。

- ① 構造、工法、位置（法線を含む）、断面等の変更で重要なもの
- ② 工期を変更する場合
- ③ 工事の中止

3) 資料の作成

資料の作成にあたっては、受注者に過度の負担が生じないように留意しなければならない。

5 特記仕様書の明記

工事の発注にあたっては、当面特記仕様書に以下の内容を記載し、設計変更協議会の設置対象工事であることを明記するものとする。

特記仕様書記載例

「設計変更協議会」の設置

- 1) 本工事において、設計変更の可能性がある場合、受注者は、設計変更の妥当性について協議を行う場である「設計変更協議会」の開催について、主任現場監督員に対して発議することができる。
- 2) 「設計変更協議会」の概要及び開催手続き等については、別途監督職員より通知する。
※別途監督職員から通知する資料は、別紙1及び様式1，様式2の資料を通知願います。

6 本局担当窓口

港湾空港 部港湾（空港）整備・補償課

7 附則

本要領は平成23年3月9日以降、入札手続きを開始する工事に適用する。

設計変更協議会開催申請書

平成○年○月○日

主任現場監督員

国土交通技官 ○○ ○○ 殿

受注者 住所
名称
現場代理人

印

下記工事の○○○○について、協議を行いたく協議会の開催を申請致します。

↑

(例えば、施工条件変更、工期の延期、工事の中止など)

記

1. 工事名
2. 契約年月日
3. 内容

設計変更協議会開催通知書

平成○年○月○日

受注者 名称

現場代理人○○ ○○ 殿

主任現場監督員

国土交通技官○○ ○○

下記のとおり、設計変更協議会を開催致します。

記

1. 対象工事名：○○○○工事
2. 開催日時：平成○○年○月○日○○時～
3. 開催場所：○○事務所○○会議室
4. 内容

設計変更協議会結果報告書

平成○年○月○日

港湾（空港）整備・補償課長
○○事務所長 殿

事務局担当課長 印

下記工事の設計変更協議会の結果について、報告致します。

記

1. 工事名：

2. 申請内容：

3. 協議会日時：1回目平成○年○月○日○○時～
参加者を記入

・
・
・

【一つの申請内容に対して複数実施した場合】

○回目平成○年○月○日○○時～
参加者を記入

4. 結果内容：

申請内容について、別添資料のとおり協議した結果、当該設計変更は妥当性が高いと考える。

